

川口市立小中学校在り方審議会条例

(設置)

第1条 市が設置する小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、川口市立小中学校在り方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関して教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 市民
- (4) 市立学校の校長
- (5) 学校教育関係者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から審議会が第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表学校運営協議会の項の次に次のように加える。

小中学校在り方審議会	会 長	日額	7, 8 0 0円
	委 員	日額	7, 2 0 0円